

管理者の職務	介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、現場で発生する事象を最前線で把握しながら、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職場に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。また、入居者の日常生活状況等の把握に努め介護計画（個別プラン計画）に基づき必要な食事、入浴、及び排泄などの援助並びに金銭管理の指導、健康管理の助言等生活指導を行うとともに緊急時等の対応を行う。
計画作成担当者の職務	入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
介護職員 サービス活動時間帯	管理者の指示を受け、サービス活動時間帯に入居者の日常生活状況等の把握に努め、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき必要な食事、入浴、及び排泄等の援助並びに金銭管理の指導、健康管理の助言等生活指導を行うとともに緊急時等の対応を行う。
介護職員 サービス活動 以外時間帯	管理者の指示を受け、夜間時間帯に常勤業務に従事し、入居者の急変、行動などに常に注意するとともに、夜間時間帯の安全管理を行い、緊急時等の対応を行う。

4 勤務体制

昼間の体制	3名以上（常勤換算） サービス活動時間帯（8：00～20：00）
夜間の体制	2人 サービス活動以外時間帯（20：00～8：00） 夜勤

5 ホーム利用にあたっての留意点

- ① 居室に収納できる物であれば自由に持ち込みできます。但し、他の利用者の迷惑になるものはご遠慮していただきます。
- ② 私物の衣類やタオル類は施設内でまとめて洗濯いたしますので、持ち主個人が特定できるようにしてください。
- ③ 金銭については、自己管理が原則ですが、自己管理が困難な方はご家族等に管理していただくこともできます。
- ④ 犬、猫、鳥等のペットの持ち込みは出来ません。
- ⑤ 面会時間は9：00～19：00迄です。但し、感染症等防止対策として必要に応じ面会方法や場所、時間帯等を適宜変更させていただく場合がございます。
- ⑥ 外出・外泊は所定の届け出用紙に記入のうえ申し出て下さい。また、外泊・外出中は注意事項を遵守してください。
- ⑦ 入居者が日常生活を営むための諸手続きを円滑に遂行するため、入居時に必要に応じて保険証・介護保険負担割合証等をお預かり致します。
- ⑧ 飲酒は医師の指示に従って下さい。施設敷地内は全面禁煙とします。
- ⑨ 施設内において、営利行為・宗教活動・政治活動をしてはいけません。
- ⑩ 居室の造作・模様替えをする時は、所定の届け出用紙に記入のうえ、申し出て下さい。また、造作・模様替えに要する費用、契約終了時の原状回復費用は利用者または利用者代理人の負担になります。
- ⑪（かかりつけ医等）外部医療機関受診等の場合、ご予約・送迎等必要な措置はご家族の対応でお願い致します。
- ⑫ 別途規定する（介護予防）認知症対応型共同生活介護従業者の就業が害されることを防止するための方針に抵触する場合、やむを得ず退去していただくことがあります。

6 利用料金

- (1) 基本料金、加算料金及びその他料金
適宜別紙【利用料金表】による
- (2) 保険給付サービス
食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活のなかでの機能訓練、健康管理、相談、援助等については包括的に提供され、要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。
ただし、入居後および30日を超える病院または診療所への入院の後に再入居した場合、30日に限り下記金額に1日当たり30単位割り増しになります。
- (3) 支払方法
前月分について、毎月10日頃までに請求書を送付いたします。お支払方法は原則として金融機関口座引落としとさせていただきます。料金の支払いを受けたときは、領収書を発行致します。
- (4) 料金の変更
①利用単位ごとの料金の変更（増額又は減額）がある場合は、1ヶ月前までに文書にて通知いたします。
②利用者が料金の変更を承認する場合、新たな料金に基づく【利用料金表】を作成し、説明し、文書により同意を得ます。
③利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、利用契約を解除することができます。

7 損害賠償

利用者に対する介護サービス提供にあたって、事故発生時に利用者の家族等・市に連絡するとともに、事業者の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。事業者はこの損害賠償のために損害賠償責任保険に加入します。

8 秘密保持

当事業所及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族等に関する秘密を漏らしません。また退職者等も同様とし、必要な措置を講じます。居宅介護支援事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得ます。

9 緊急時の対応方法

事業所は、利用者に対するサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに主治医または予め当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、速やかに緊急連絡先にご連絡致します。

体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡致します。

	第一連絡先	第二連絡先
氏名（続柄）	()	()
住所		
携帯電話		
固定電話		

10 事故発生時の対応

- 1 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- 3 事業所は、サービスの提供に伴って事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 4 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入します。

11 協力医療機関及び連携施設

協力医療機関名	奥村病院
所在地	福井市板垣5丁目201番地
電話番号	0776-33-1500
診療科目	消化器外科・消化器内科・胃腸内科・肝臓内科・こう門外科・外科 泌尿器科・脳神経外科・血液内科・整形外科・循環器内科・内科
契約の概要	利用者に病状の急変等があった場合には、適切な対応を行う

協力医療機関名	福井赤十字病院
所在地	福井市月見2-4-1
電話番号	0776-36-3630
診療科目	内科・外科・整形外科・眼科・精神科・放射線科・神経科
契約の概要	利用者に病状の急変等があった場合には、適切な対応を行う

協力歯科機関名	コンドー歯科医院
所在地	福井市開発4丁目306
電話番号	0776-53-2828
診療科目	歯科
契約の概要	定期的に往診（週1回）

連携施設名	医療法人 雄久会 介護老人保健施設 ひかりケアホーム
所在地	福井市板垣5丁目201番地
電話番号	0776-33-1600
契約の概要	介護老人保健施設入所の必要が生じた場合には受け入れ等に協力する。

連携施設名	社会福祉法人 特別養護老人ホーム 上志比ひかり苑
所在地	福井県吉田郡永平寺町山王7-30
電話番号	0776-64-3600
契約の概要	特別養護老人ホーム入所の必要が生じた場合には受け入れ等に協力する。

連携施設名	社会福祉法人 地域密着型介護老人福祉施設 第二ひかり苑 泉の郷
所在地	福井市今泉町25-15-1
電話番号	0776-52-1300
契約の概要	地域密着型老人福祉施設入所の必要が生じた場合には受け入れ等に協力する。

12 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	担当窓口 管理者 小宮山 尚美 月～土 8:30～17:30 電話番号 0776-33-2555
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	当施設にて解決出来ない苦情は次の外部機関へ申立てできます。 福井市介護保険課 0776-20-5715 福井市地域包括ケア推進課 0776-20-5400 国民健康保険団体連合会 0776-57-1614
処理手順	① 利用者及びその家族、または福井県、福井市及び国保連等からの苦情に対し、直ちに管理者が利用者に事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。 ② 事情を把握した上、管理者が必要であると判断した場合には、検討会議等を行い、見直し及び改善等の適切な対応を行います。 ③ 苦情の改善が図られた後、改善の報告をするとともに、経過及び結果等を台帳に記録保管し、再発防止を図ります。

13 虐待の防止について

当事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 介護相談員を受入れます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (5) 虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備します。
- (6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための定期的な研修を実施します。
- (7) 前6項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
理事長 早瀬 光代
管理者 小宮山 尚美
- (8) サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者(利用者の家族等、高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

14 身体の拘束等

- 1 事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。但し、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努め、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するとともに、理由を利用者本人に説明し、理由および一連の経過を利用者代理人に報告致し

ます。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 4 介護職員その他従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。
- 5 上記2については、運営推進会議を活用することができることとします。

1.5 衛生管理・健康管理

- 1 使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意します。
- 2 従業者は感染症等に関する知識の習得に努めます。
- 3 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
- 4 嘱託医の判断により、集団感染を予防するためワクチン接種を行う場合があります。その場合の費用については入居者負担となります。
- 5 一定の感染症（ノロウイルス等）に罹患した場合、集団感染を予防するため必要に応じて入居者の居室隔離を行う場合があります。

1.6 非常災害

ホームに防火管理者を置き、防火管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、消防・防災訓練を行うとともに、点検を行います。また、非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じるとともに、防火管理者は、避難等の指揮をとります。

1.7 地域との連携等

- 1 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- 2 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとし、
- 4 事業所は、運営推進会議の開催に当たりテレビ電話等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について利用者又はその家族の同意を得るものとし、

1.8 ハラスメントの防止

当事業所は、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1.9 業務継続計画

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、次に掲げる措置及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

2.0 その他研修

当事業所は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

平成 30 年 4 月 1 日
令和 2 年 4 月 1 日
令和 6 年 4 月 1 日
令和 6 年 7 月 1 日

重要事項同意書

私は、グループホームうららの利用に際して、重要事項説明書に基づいて説明を受けたことを確認し、その内容に同意いたします。

(事業者) 福井市板垣5丁目201番地
医療法人 雄久会

(事業所) 福井市木田1丁目3308番地
グループホーム うらら
管理者 小宮山 尚美 殿

令和 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

印

(利用者代理人)

住 所

氏 名

印

(身元引受人)

住 所

氏 名

印